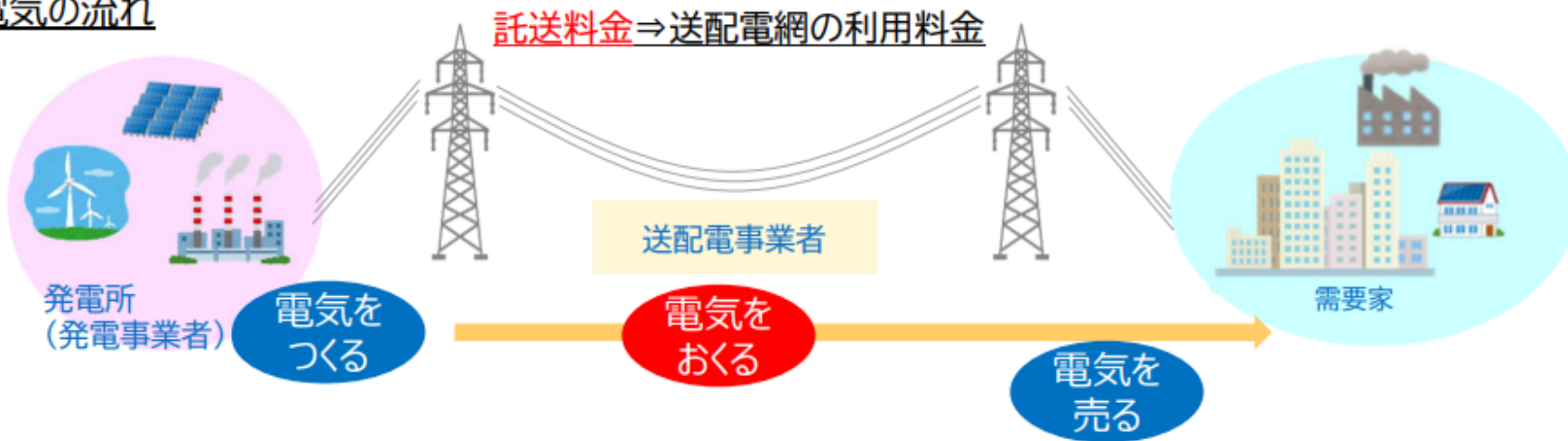
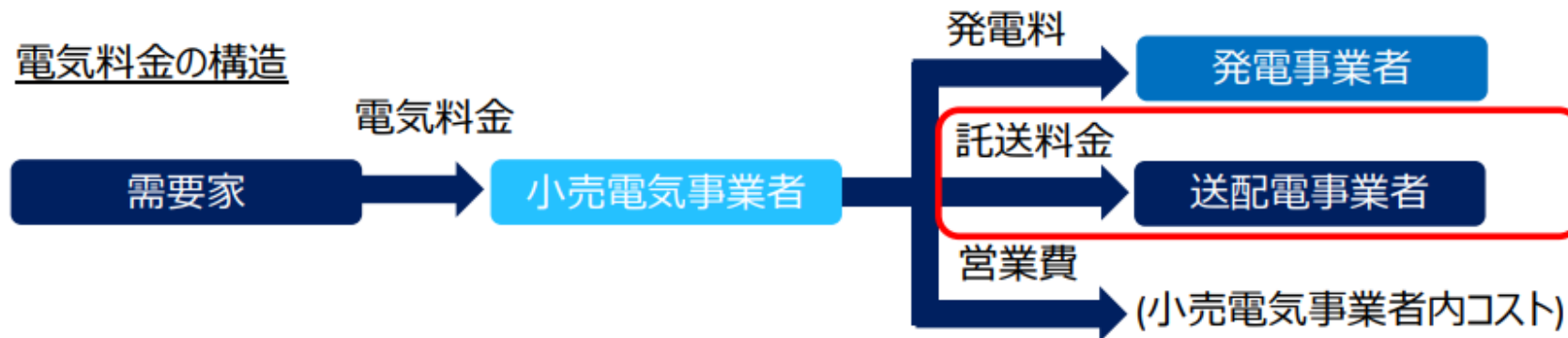


- 託送料金とは、お客さまに電気をお届けする際に、小売電気事業者などが一般送配電事業者に支払う送配電網の利用料金を指します。
- 電気料金は大きく分けて、発電事業者が「電気をつくる」ための費用（発電料）、送配電事業者が「電気をおくる」ための費用（託送料金）、小売電気事業者が「電気を販売する」ための費用（営業費）で構成されております。

## 電気の流れ

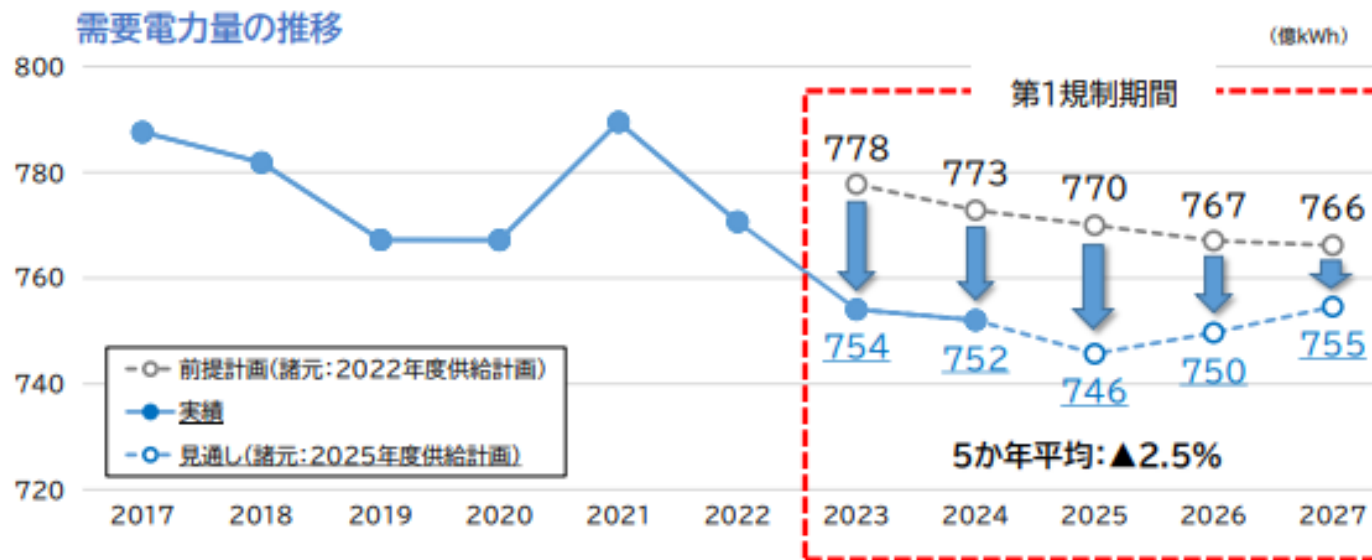


## 電気料金の構造



<出典：東北電力NWホームページ レベニューキャップ制度の概要（2023年11月24日）>

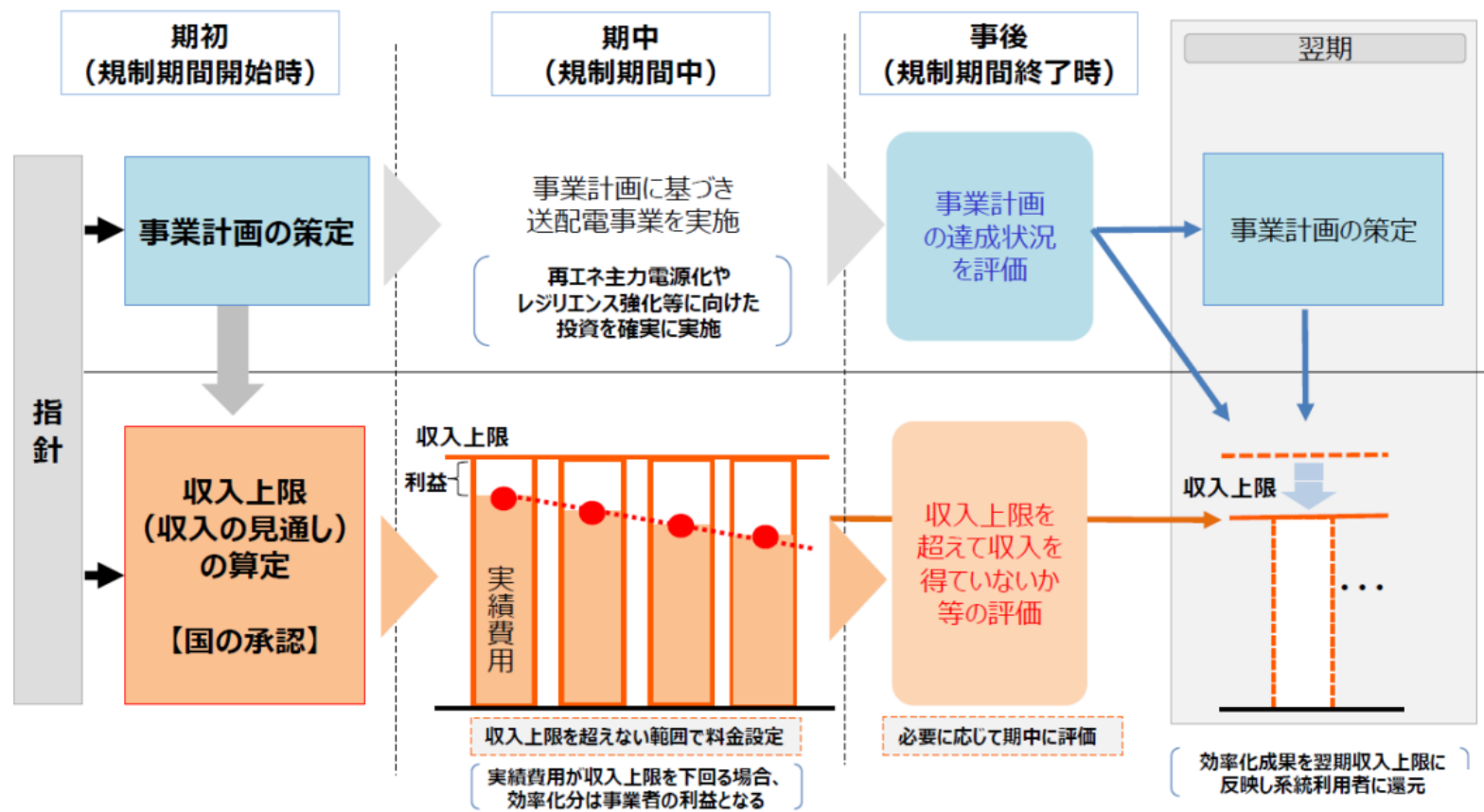
- 2023年度から導入されたレベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が、この制度が適用される定められた規制期間（5年間）における『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用として国から承認を受けた「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を基に、託送料金を設定しています。
- この制度では、規制期間中（5年間）の託送料金は一定とすることを基本としつつ、**規制期間中においても、エネルギー政策の変更等に伴いその変動分を収入の見通しに反映できる『期中調整』の仕組みが設けられています。**
- 東北電力ネットワークでは、**2023年度から2027年度（第1規制期間）における収入の前提となる電力の需要想定に対し、需要実績が下回るとともに、今後の需要も当初の想定を下回る見通しとなることから、需要減少に伴う収入不足分を調整するため、**託送料金単価を見直しのうえ「託送供給等約款」の変更届出を行っており、2025年10月1日より変更後の託送料金単価が適用されることとなりました。



※ 実績: 気温・閾補正前(2022年度以前は供給計画需要のため参考) / 見通し: 気温補正後・閾補正前

＜出典：東北電力NWホームページ 託送料金の見直しについて（概要）（2025年7月29日）＞

- 送配電事業を取り巻く環境変化を背景に、送配電事業者が安定供給に向けて必要な投資を着実に実施できるように、託送料金制度の改革が行われ、ヨーロッパの事例等を参考にし、2023年4月からレベニューキャップ制度が導入されています。
- レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が、この制度が適用される定められた規制期間（5年）の『事業計画』を策定するとともに、この計画の実施に必要な費用である「収入の見通し（＝レベニューキャップ）」を国に申請し、承認を受けることで、託送料金を設定しています。



＜出典：料金制度専門会合 中間とりまとめ（2021年11月24日）＞